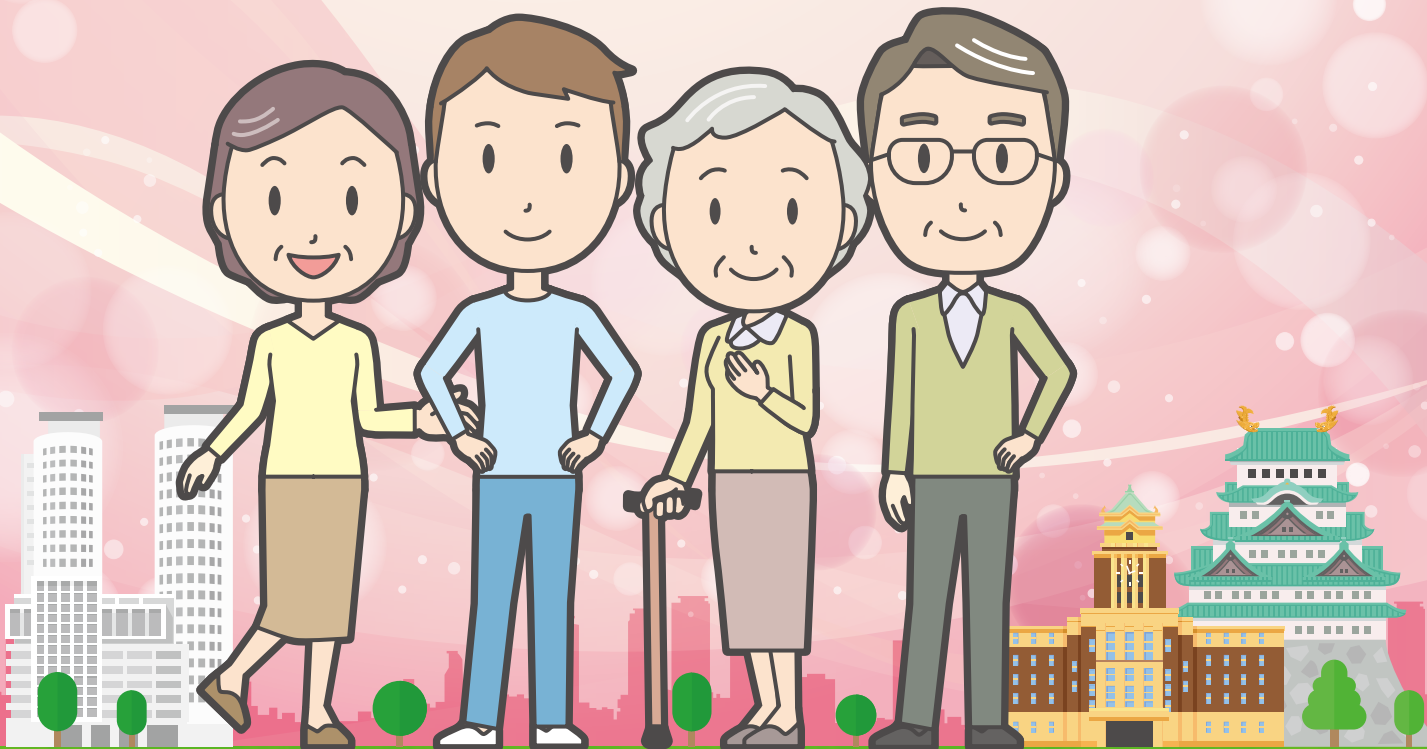


名古屋市成年後見 あんしんセンター

成年後見あんしんセンターでは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の活用をお手伝いします。

～こんなことで困っていたらぜひご相談ください～

- 成年後見制度を利用したいので内容をくわしく知りたい…
- 認知症や障害などにより判断能力が十分でない人がー
 - ▶ 物忘れがありお金の管理がうまくできない…
 - ▶ 頻繁な訪問販売や悪質商法の被害を受けている…
 - ▶ サービスの利用手続きが難しそう…



成年後見制度は、認知症や障害などにより自分で十分な判断を行うことが難しい人のために、権利や財産を守る制度です。

成年後見制度のあらまし

判断能力が十分でなくなった人(認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など)が、医療や介護に関する契約を結んだり、預金の払戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする場合に、本人に不利益な結果を招かないよう、本人を保護して支える人が必要になります。

このように、判断能力が十分でない人のために、支援する人を選び、この支援者が本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

成年後見制度

任意後見制度

判断能力があるうちに将来に備えて任意後見契約を結んでおく制度

法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合に利用する制度

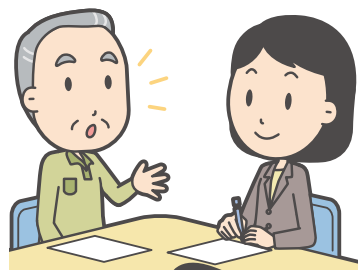
成年後見人等の仕事とは

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、必要な契約を結んだり財産を管理したりすることによって、本人を保護・支援します。

● 本人が安心した生活を送れるよう見守りや手続きを行う

支援者とともに本人の意思決定支援を尽くした上で、生活や健康に配慮し安心した生活が送れるように必要な介護や医療などの契約を結びます。

ただし、食事の世話や実際の介護などの事実行為は後見人の仕事ではありません。また、医療同意や施設入所の際の身元保証人はできません。



● 本人の財産を管理する

本人の預貯金通帳などを管理し、年金などの収入の受け取りや日常生活における費用の支払いを行います。また、本人が不利益な契約を結んでしまった場合、取り消しをします。



● 家庭裁判所に報告する

家庭裁判所に財産管理や活動状況を定期的に報告し、必要な指示を受けます。



制度名	法定後見制度			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方 (重度) (例) 日常的な買い物も自分ではできません。常に援助が必要です	判断能力が著しく不十分な方 (中度) (例) 日常的な買い物はできますが、重要な取引行為はできません	判断能力が不十分な方 (軽度) (例) 日常的な買い物はできますが、重要な取引行為はひとりでは不安です	判断能力は十分ある方 今は元気ですが、将来に備えて自分の後見人を指名しておきたい
	状態像はあくまでもイメージです。当てはまらないこともあります。			

開始の手続き	手続き場所	家庭裁判所 ^(※1)		公証役場
	本人の同意	不要	必要	【準備】 本人と任意後見受任者が 公正証書 を作成
	申立人	本人・配偶者・4親等内の親族等		【判断能力が低下したら】 家庭裁判所に 任意後見監督人選任 の申立て

後見人等の権限	代理権	本人の同意 (例) 本人に代わって預貯金の取引やその他の契約をする権限	不要 ◎ すべて可	必要 △ 本人が希望した範囲可	◎ 公正証書記載の範囲で可	
	同意権	本人の同意 (例) 本人が契約をする際に同意する権限	—	不要 ○ 特定事項 ^(※2) + △ 特定事項以外で本人が希望した範囲可	必要 △ 特定事項で本人が希望した範囲可	× 付けられません
	取消権	(例) 同意が無い契約を取り消す権限	◎ すべて可 (日常生活に関するものは除く)	△ 付与された同意権の範囲可	× 付けられません	
後見人等		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人	

※1 手続きをする家庭裁判所は、本人が実際に住んでいる場所を管轄する家庭裁判所です。
 ※2 「特定事項」とは、「民法13条1項」の行為をいい、保佐人の同意権で必ず付与される権限です。

成年後見制度の利用に関する相談

無料

電話や来所により、センター職員(社会福祉士等)が成年後見制度に関する相談をお受けしたり、成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。

成年後見あんしんセンター直通電話

TEL 052-856-3939

- 月曜日～金曜日(土日、祝日、年末年始はお休みになります)
- 午前9時～午後5時

市内にお住まいの障害者や高齢者ご自身による相談、また、その方々に関することであれば、ご家族や関係機関の方も相談できます。

※成年後見制度の利用を検討中で、消費者被害、債務整理など法律に関わる問題がある方、申立て手続きの委任を検討している方は、弁護士、司法書士による専門相談を受けることができます。(予約制、相談時間1時間程度)

市民後見人の養成と支援

判断能力が十分でない人を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成研修を開催し、その活動を支援します。

- ▶ 市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のことです。
- ▶ センターが開催する「市民後見人候補者養成研修」を受講し、「市民後見人候補者バンク」に登録していただいた上で、家庭裁判所から選任された後、後見人としての活動が始まります。
- ▶ 市民後見人が適切な後見業務が行えるよう名古屋市社会福祉協議会が後見監督人に就任し、市民後見人の活動を支援します。

名古屋市成年後見あんしんセンター

住所 〒462-8558
名古屋市北区清水四丁目17番1号
名古屋市総合社会福祉会館5階(北区総合庁舎)

電話 052(856)3939

FAX 052(919)7585

<http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>

交通案内 地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩5分

